

デジタル市場競争会議ワーキンググループ（第35回）

1. 開催日時：令和4年3月23日（水）10：30～12：30
2. 開催形式：通信システムを用いた遠隔開催
3. 出席者：
 - 依田 高典 京都大学大学院 経済学研究科 教授
 - 生貝 直人 一橋大学大学院法学研究科 准教授
 - 上野山勝也 (株)PKSHA Technology 代表取締役
 - 川濱 昇 京都大学大学院 法学研究科 教授
 - 伊永 大輔 東京都立大学大学院 法学政治学研究科 教授
 - 塩野 誠 (株)経営共創基盤 共同経営者/マネージングディレクター
 - 増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
 - 山田 香織 フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所 パートナー
一弁護士

（デジタル市場競争会議 構成員）

 - 泉水 文雄 神戸大学大学院 法学研究科 教授
 - 松尾 豊 東京大学大学院 工学系研究科 教授

（オブザーバー）

 - 小林慎太郎 野村総合研究所 上級コンサルタント
4. 議事
 - (1) モバイルエコシステム等の競争評価について
 - (2) 新たな顧客接点に関する競争評価について
5. 配布資料
 - 資料 事務局提出資料（非公表）

○依田座長

ただいまから「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」を開催いたします。

本日、川本議員が御欠席と伺っております。増島議員は遅れてからの御出席、塩野議員、伊永議員は途中退席されると伺っております。

また、デジタル市場競争会議から、泉水議員、松尾議員にも御参加いただきます。

野村総合研究所の小林様にもオブザーバーとして御参加いただきます。

それでは、本日の議事や資料の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○成田審議官

事務局の成田でございます。本日もありがとうございます。

本日は、新規顧客接点、ボイスアシスタントとウェアラブルに関する競争評価の中間報告（案）について委員の皆様方から御意見、御議論いただければと思っております。それを踏まえて今後の取りまとめに向けて進めていければと思っております。

もう一つ、本日の後半では、前回御議論いただきましたモバイル・エコシステムの競争評価の中の総論部分について、これまでの御議論を踏まえて少し修正を加えさせていただいたものを御提示させていただいておりますので、そちらのほうも御議論いただければと思っております。

ということで、今日は前半がボイスアシスタントとウェアラブル、後半がモバイル・エコシステムということで二巡の御議論をいただければと思っております。

本日の資料も事業者から入手しております機密の情報が含まれておりますので、今どの範囲で公表していいかというのを調整しているところでありますけれども、本日の資料につきましては、非公表とさせていただければと思っております。資料はそういう意味で皆様限りとしていただければと存じます。

本日の議事録につきましては、いつものとおり発言者の確認を経た上で公表する予定でございます。

私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

では、まず、前半パートについて事務局から資料に基づいて25分ほどで御説明をいただいた後、議員の皆様からコメントをいただきます。コメントは御退席のお時間もございますのでまずは塩野議員からコメントをいただき、その後、生貝議員から順番に、最後に途中参加の御予定の増島議員という順番で進めていきます。グループごとに事務局から回答をしていただきます。また、本日のワーキンググループは議員の皆様方からフィードバックをいただくことを重視し、通常よりコメントの時間は長めの設定としております。特にボイスアシスタント、ウェアラブルの2つをカバーしておりますので、その両方について御発言の中でコメントをいただければと思っております。幅広く御意見をいただくためにフリーディスカッションのお時間も設けられれば設けたいと考えております。

それでは、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○成田審議官

まず、ボイスアシスタントとウェアラブルについて、こちらの中間報告ということで、モバイルOSとは別の中間報告として2本立てで取りまとめをお願いできればと考えております。未定稿でありますので「はじめに」とか「おわりに」はまだついておりませんが、今の段階のものとして御議論いただければと思っております。

まず全体の構成についてでありますけれども、1にボイスアシスタントの概要、市場の概況について、ボイスアシスタントの仕組みとか技術について、市場関係者の現状認識ということで現状であるとか日本市場が未成熟な状況について、この辺りは今までも御覧いただいているヒアリングで得られた情報を中心に書いてございます。

それから、プラットフォーム各社の戦略について、これもヒアリングで得られた情報に加えて、プラットフォーム事業者3社から直接回答もいただいておりますので、そちらのほうも書いた上で、市場関係者というようなことにしております。

それから、活用分野、どういうところで使われるのかということ、これはヒアリングそのものが中心でありますけれども、今までまとめていたものを少しコンパクトにした形にしております。

その上で8番、事業の特性でありますけれども、参入障壁があるという問題、ネットワーク効果、スイッチングの困難性について少しサマライズした形で書いているということ。

9番目が総論で、ちょっと総論というのは分かりづらいですけれども、以上を踏まえた現状の認識と懸念点、対応の方向性について全体を総括して書いた部分でございます。

そこで述べられた対応の方向性の方針を踏まえて、10番以降のところでは各論点について分析、評価、対応のオプションの提示ということになっているという状況でございます。

今までもう何度も御覧いただいて、御議論いただいているものがかなり大半でございますけれども、特に修正を加えたところ、ポイントになるところだけかいつまんで御説明できればと思っております。

まず、10ページ目、市場の概況のところ、なかなかこの分野はデータがないところがありますけれども、いろいろな民間の調査なども集めながら少しデータを補足しているところであります。

まず、日本市場の状況で、ボイスアシスタントについては大きくタッチポイント2つです。スマホとスピーカーということですので、これがどこまで普及してどう利用されているのかということについていろいろなデータを持ってきながら書いているところでございますが、スマホについては、スマホ自体の普及率が、これはグローバルにされている調査で言うと日本では64%の普及率というデータが出ております。それから、iOSとAndroidのシェアということで、ここは2種類のデータで少し差が出ているのですけれども、半々ぐらいだというデータと、計測タグが埋め込まれたウェブビューベースでは3分の2がiOSだという数字があって、後者のほうは若干調べ方に特徴があるわけですが

も、両方載せて、いずれにしても2社の寡占だということです。

問題はその下で11ページ、スマホは広く普及しているわけですがけれども、そのうちのどのぐらいの人がボイスアシスタントを利用しているのかというと、これはなかなかデータが難しいところなのですけれども、20代から40代というちょっと限られた対象の民間アンケート調査を拾ってきておまして、2割ぐらいが使っている、10回以上話しかけているというデータが出ておりました。ちょっと古いデータではありますがけれども、そういうデータを載せております。これはいろいろとヒアリング等々してきている相場観ともそうかけ離れた数字ではないのかなということで、これを採用させていただいております。ということで、3分の2ぐらいの人のうちの2割ぐらいということでもありますので、1500~1600万人というようなざくっとした数字感が出るのかなと思っております。

一方でスピーカーでございます。スピーカーもなかなか普及という意味でのデータが取りにくいところなのですけれども、2つ用意しておまして、1つはスマホを持っている人のうちのどのぐらいが使っていますかということで、15%弱というデータが出ておきますので、これを置いております。

あともう一つ別な調査で、これは世帯ベースではありますけれども、2021年で13.5%ということで、掛け算すると700世帯ということでもありますので、こういうデータを持ってきているということでもあります。

ただ、難しいのは、この「ただし」というところに書いてありますように、スマートスピーカーは特にそうなのですけれども、持っていて使っているかというところがあります。700万世帯で2人だとして、そうすると1500万ぐらいということかもしれませんけれども、そのうち使われているのがどのくらいなのかというところで、これについてのデータはない状況でありますので、そこは留意が必要ということにしております。

そういう意味でなかなか実態をつかみにくいところもある中で、補足するデータとして、スマホとスピーカーを併せてボイスアシスタントがどういうふうに使われているか、どこで使われているかという調査もありましたので、それも併せて載せているところ、初めて音声アシスタントを使ったときというアンケート調査では、4分の3ぐらいがスマホだということ。それからもう一つ、2回以上使っている人にどれを使っているかということで聞くと、左側、Siriが多いということです。グレーのところはAlexaで7.8%、これが全部スピーカーだと仮定して、グーグルも同等の数字が仮にあるとして、合わせて15%がスピーカーというふうに考えると、それよりも圧倒的に多いSiri、Siriは基本的にスマホということになりますけれども、そういう意味においては、やはりスマホでの利用が多そうだとは言えるのかなということでございます。少しデータに制約がある状況ではありますが、こういった形のいろいろなデータを集めて少し数字感を述べているところでございます。

15ページ、もう一つデータがありますけれども、デバイス同士の比較であります、アマゾンとグーグルは大体同じような、拮抗したような数字になっているのかなという

ころもデータを載せております。

以上が今回新しく加えたところでデータを補完した部分でございます。

33ページ目まで飛んでいただけますでしょうか。ここは、この前までに書かれている様々なボイスアシスタントの特性であるとかマーケットの状況などについてをサマライズし、懸念についての認識と対応の方向性を書いたところでございます。そういう意味では報告書の中の骨格になる部分でございますけれども、まず、ボイスアシスタントの特性として、特にマーケットの特性でありますように、参入障壁が高いという特性がありそうだとということで、開発のリソースが巨額にかかるということに加えて、データベースを多く持っているということの重要性。それから、モバイルOSを提供していると先ほど御覧いただいたようにスマホでの利用が多いということにおいて、そこがOSを持っているとデフォルト設定もできてということで、参入障壁もあるということ。それから、クラウド事業者の優位性があるということ。それから、内部補助ですね。ボイスアシスタント単体ではなかなか今稼げない状況の中で、ほかで内部補助できる等々がある意味において、障壁というのは高そうだと。

それから、ネットワーク効果についてもボイスアシスタントをベースにアプリとかデバイスが連携することのエコシステムづくりということで、これがうまくいき始めるとネットワーク効果が効いてくるだろうということ。それから、音声データを取り込めば取り込むほど賢くなるという意味での直接ネットワーク効果も特性としては働き得ると。それから、スイッチングコストでありますけれども、スマホであればデフォルト設定でスイッチングが大変効きにくいといったようなこと等々が書かれている。あと、賢くなるとプロファイリング精度が上がって行ってロックインが高まる可能性もあるといったようなことでのスイッチングコストも特性としてあると。

そういう中で日本市場の現状を鑑みたときには、参入障壁についてはそれぞれ現時点でもあるのかなということで、現に先ほどのアンケートでも見ていただいたように3社が9割ぐらいという状況になっていると。他方でネットワーク効果、スイッチングコストについては、まだそこまでエコシステムの形成に至っていないということではネットワーク効果がかなり強く働いているというところまではいっていないとも言えるのかなということでございます。そういう中で、スイッチングコストのところ、スマホについて言うと、一方でOSベンダーが自分のものをデフォルト設定しやすいといったようなところの人為的な意味でのスイッチングの難しさというのはあるのかなということでございます。

こういった状況の中で、今後の懸念というところで(3)に飛んでいただいて、今見たようにいろいろな特性があるわけですがけれども、今後発展していくにしたがってネットワーク効果、スイッチングコストが高まるリスクがあって、そうするとある種の競争上の懸念が高まるおそれもあるのかなということが現状の認識かなということであります。

では、どういった懸念があるかというところがここから先で、これも今まで御議論いただいたところに沿った形にしておりますけれども、大きく2つに分けて議論をさせていた

だいています。3のところに書いてあるのが、ボイスアシスタント提供事業者間の競争がどうなのかといった問題と、後述しますように、ボイスアシスタント事業者とサードパーティーのアプリベンダー、デバイスベンダーとの関係での懸念がどうかというところであります。

ボイスアシスタント提供事業者のところは今ここに投影されているところでありますように、アンダーラインが出ているところで、先ほど御覧いただいたようにスマホとスピーカーがあり、需要サイドで言うとスマホはかなり浸透している。したがって、今利用されているのは2割ぐらいですけれども、デバイスは持っているので、そういう意味で広がりやすい状況にあるということ。

それから、供給サイドで見ると、スマホのところはOSベンダーが圧倒的に優位な立場にあるということで、他のベンダーが入りにくいところがあるのかなど。一方でスピーカーはアマゾンとグーグルということになりますけれども、市場開拓余地があり、そこで供給サイドから見ても入りにくいという状況はそこまでは高くないのかなど。需要サイドでスマホは伸びやすく、制約もスマホ側ではあるということを考えて、「以上を踏まえると」のところですが、特にスマホにおけるボイスアシスタントの利用において、ボイスアシスタント提供事業者間でフェアに競争が行われているのかというところに懸念があるのかなどということを書いてございます。

ということ踏まえたときに、対応の方向性でありますけれども、特に今、既に確立しているモバイル・エコシステムの影響力をレバレッジとして新しい顧客接点であるボイスアシスタント事業者間の公平・公正な競争環境が阻害される行為については、今の段階から何らかの対応を打たないとこれは固定化してしまうリスクがあるのではないかとということで、対応の方向性としてこのように書いております。

それに対して4番のところ、ボイスアシスタント提供事業者とサードパーティーのアプリベンダー、デバイスベンダーとの間の懸念でございますけれども、こちらのほうも様々懸念が言われているわけなのですが、(1)に書いてありますように、今まで聞いてきているところでありますと多少事業者間によって状況が違うということで、アマゾンは比較的サードパーティーに対して連携に精力的に取り組んでいるということで、もちろん懸念として自社優遇があるのではないかとか、ローデータの取扱いでサードパーティーにローデータが共有されないといった問題はありますけれども、比較的丁寧な対応をしているのに対して、グーグルになってくると少しサードパーティーとの関係で、サードパーティーのアプリの表示の場所が分かりづらいところにあるとか、問合せ対応などについても不満があるといったようなところが出てきている。アップルの場合は、サードパーティーの展開、連携に対してあまり積極的でないという声が聞かれております。その関係でサードパーティーはそもそもアプリ等の連携ができるカテゴリーが制約されているといった問題も、ほかの事業者になような不満の声も出てきているということで、3社でかなり違う状況になっているということで、対応の方向性に書いてありますように、これも今ま

で御議論いただいたとおりで大きく変えていませんけれども、まだ発展途上ということで、むしろボイスアシスタント事業者間の競争環境を整えることによって、エコシステム形成の競争を通じて第三者への対応が改善されていくということを基本としてはどうかと。今の段階でここで強い規制を入れるよりは、まずボイスアシスタント事業者間の競争環境を整えるところを手当てすることによってという形にしております。

ただ、懸念は懸念として今顕在化しているところもありますので、次のページの「しかしながら」、それから「かかる観点から」とありますように、今回いろいろと提起する様々な懸念点については、モニタリング要注視項目としてチェックをして、状況は注視をしていき、何か問題が深刻化しているという状況になったら迅速に対応できるような構えを取ってはどうかということで、a) b) c) の組合せを書いておりますけれども、今回の中間報告もまさにそうなのですが、政策提言を実施して、ある種のウォーニングを発するということと、もし独禁法上問題となるようなものがあれば迅速に対応する。緊急停止命令の御議論も前回いただきましたけれども、そういうことも含めて様々な迅速に対応できるようなツールも使っていくということと、あと、このところは今日もいろいろと御議論、お知恵をいただければと思いますけれども、緊急停止命令もなかなかそう容易に使えるものでもないという御議論もあったかと思っておりますので、それを代替するような何らかのツールがあり得るのかどうかについての検討も併せて行ってはどうかという形にしております。

あと各論のところでもありますけれども、基本的に今までの御議論に沿った形にしておりますが、幾つかポイントだけピックアップしております。まず、第1と第2という課題がボイスアシスタント事業者間に関する話でありまして、1点目がプリインストールとデフォルト設定でございます。これについて対応の方向性のところに飛んでしまって恐縮でありますけれども、42ページ目の一番下のところからです。口頭で恐縮ですが、一言で言うと、アップルについては自身のSiriがプリイン、デフォルト設定されていて、ほかのものをプリインすることができないことになっている。ユーザーが別のもの、例えばAlexaをインストールはできるわけですが、デフォルト設定は変えられない状況になっているということです。グーグルはOEMの判断で第三者のものをプリインすることはできるということで、実際にプリインされているものもあるようですが、インセンティブがOEM側に与えられていますので、グーグルアシスタントがプリイン、デフォルト設定されているケースが多いということでもあります。

デフォルト設定を変更すること自体はグーグルについてもできるということで、そこにアップルと違いがあるわけですが、デフォルトの問題について、オプション①として、ユーザーが変えたいと思っているのに変えられないというところまで縛るのはやり過ぎなのではないかということで、オプション①に書いてありますように、デフォルト設定の変更ができるように義務づけるということを手当てするというのはあり得るのではないかというオプション①を提示する。

一方で、どこまでこの問題に対処するかということで、別の方策として他方でと書いてありますように、いわゆる選択画面みたいなものを提示することを義務づけるといったこともあり得るわけですが、一方で今の時点でボイスアシスタントがそこまで広く使われている状況にはない中で、その選択画面の義務づけは、どうするかというところがあります。

次に、第2のところであります。45ページ目以降でありますけれども、これは機能面の制約です。スマホにおいて第三者のボイスアシスタントをインストールしたときにいろいろ機能面で制約があつて、例えばiPhoneでのSiriとか、Androidでのグーグルアシスタントに比べて第三者のボイスアシスタントは少し使いにくくなっているという部分でございます。ここもボイスアシスタント事業者間の競争という意味ではフェアな環境になっているのかという懸念があるという点でございます。

大きく2つございまして、1つはウェイクワードと言われているものが機能するかどうかということで、2つ目のポツにありますように、スマホでと書いてあるところで、iPhoneでのSiriとAndroidでのグーグルアシスタントであればスマホ上でスリープ状態でもウェイクワードがきくわけですが、サードパーティーのものだとアプリが立ち上がっていないと無理だということで、アプリを立ち上げる操作が必要になってくるところで差が出てきているということでございます。

それから、機能制限についても幾つか、自社のボイスアシスタントであれば使えるものが、他者のボイスアシスタントでは使えないものが幾つかあるということで、47ページ目に少し出ておりますけれども、アップルの場合にテキストメッセージが読み上げされないとか、連絡帳、カレンダーと連携できないとか、もうちょっと下に行っていて、グーグルの場合は自撮りがカメラ、セルフィーを撮ってくれるところまでやってくれないとか、音楽を利用したアラーム機能ができないとか、自社のものだったらできるのに、サードパーティーのボイスアシスタントだとできないというような差があるということが具体的な例として出てきているということでもあります。

これについては、51ページの真ん中辺り、対応のオプションでありますけれども、ボイスアシスタント事業者間でのイコールフットィングという観点でいったときに、スマホOSベンダーのものが有利にされることはフェアな環境としてはよくないのではないかと、オプションのところでありますように、自社に認めているものの機能に対するアクセスを自社と他社で同等に認めるようにすべきではないかと、これはウェイクワードも含めてということにしております。

先ほど触れるのを忘れましたが、52ページ目でモバイル・エコシステムと同様に一番下のところで、このオプションを書いた後に、これはあくまでもオプションでありますので、四角囲みの質問項目について、この規制が有効なのか、ほかに手段があるのか、あるいはこれを入れることによって弊害があるのかどうかと、それについてミティゲートする

方法はあるのかということの一つ一つについて書いているということでございます。

53ページ目以降でありますけれども、ここから先が第三者のアプリベンダー、デバイスベンダーとの関係での懸念事項であります。これについては基本的に、先ほど冒頭に総括のところでも申し上げましたように、今の段階でまだ発展途上でありますので、何らか強い規律を入れるというよりは、先ほど申し上げたボイスアシスタント事業所間の競争環境を整えるという対応をすることによって、競争を通じてこういった弊害がない形ものが広がっていく方向に持っていくということですのでどうか。ただ、弊害はあるので、注視はしていくと。何かあったときに迅速に対応できるようにするという形での対応を提案させていただいています。

課金の問題については、一番上のところにありますが、アップル、グーグル、アマゾンともデジタルコンテンツ課金については自社の課金システムを使うようにという縛りになっているという問題でございます。これによって、例えばiPhone上でアマゾンのAlexaに対応したサービスを提供するアプリ事業者が課金を伴うサービスはできないと。つまり、アップルからはアップルのものを使いなさい、アマゾンからはアマゾンのものでないと言われているので、両方成り立たないで課金サービスができないということが生じてしまっているという問題でありますけれども、これも今まで御議論いただいているところと大きく方針を変えておりませんが、58ページ目に対応のオプションがあります。これはマネタイズの上で障害になっているわけですが、現実問題、課金サービス自体がまだ広く普及できていない状況でありますので、これ自体が大きな弊害になっているところまでは言いにくいのかなということで、注視をしていき、何か問題が深刻化したときには迅速に対応できるようにするという提案にさせていただいております。

それから、リンクアウトができないという問題も今と同じような整理にしております。

それから、今までと整理を少し変えた提案にさせていただいているのが74ページ目でございます。サードパーティーアプリの提供制限ということで、ちょっと分かりにくい表題になってしまっていますが、これはアップルの問題でありまして、SiriKitというものがあるわけですが、このSiriKitというのは、冒頭に書いてありますように、サードパーティーのアプリ開発者がボイスアシスタント、Siriと連携するための基盤をつくっているものなわけですが、これについて連携できるカテゴリーの範囲であるとかやれることをポジティブリストで制限している格好になっているのがアップルでございます。具体的なイメージとして76ページ目ですが、ここに書いてあるように、これは具体的にアップルが今指定しているものですが、メッセージとか支払い、写真とかポジティブリストでできる範囲を決めて、それぞれのドメインでできることもポジティブリストで決めているということで、これはサードパーティーに対して制約を課しているということなのですが、ほかのボイスアシスタント事業者ではこういう制約はないということと、それから、これはサードパーティーに対しての制約になっているのですが、アップル自身に対してはそういう明示的な制約があるのか、アップル自身が

これ以外のことについてやっているかどうかについての確認まではまだ今っていない状況なのですが、場合によっては第三者との間の差もある可能性があるという状況であります。

これについては、81ページ、対応のオプションのところにありますように、そもそもiPhoneが非常に広く使われている、半分ぐらいのマーケットを占めている中で、そこでかなりサードパーティーが参入できるカテゴリーが制限をされてしまっているということ自体が市場の発展という観点でも規模の経済性を働かせにくいというところも出てきますので、かなり影響は大きいのかなと考えております。かつそれがアップルとの間での差もあり得るのだとすると、より競争への影響も大きいのではないかとということで、これについては冒頭のオプションのところに書いてありますけれども、他社のアプリのサービス展開を多様化できるように、そういったものに対してきちんと配慮をすべきではないかという、そこまで強くない規律でありますけれども、一定の配慮義務のようなものを課してはどうだろうかという御提案でございます。これはほかと同様に注視項目とすればいいという御意見もあるかもしれませんが、あるいはやるのであればもうちょっと強い規制が要るのではないかという御意見もあるかもしれませんが、この辺りを御意見いただければと思っております。

そのほかの項目がありますけれども、今までの御議論と大きく変えるものではございませんので、時間の関係で御説明を割愛させていただきます。

ウェアラブルのほうに飛んでいただきまして、114ページ目以降がウェアラブルでございます。ウェアラブルも全体の構成としてはボイスアシスタントと同様に市場の概況があり、総論があり、各論がありという形になっております。

総論のほうに飛んでいただきまして、129ページです。ウェアラブルについて、まず特性でありますけれども、マーケットの特性として3行目辺りに書いていますが、やはりスマホとの連携が極めて重要だというところでもあります。したがって、そこがやりやすいところのアップルウォッチが強いという状況の中で、特性のところ「参入障壁」と書いてあるのですが、5割を超えるシェアになっているということでもあります。ここはiPhoneの普及が広がっているということもあろうかと思えます。

そういう観点で3番目のポツにありますように、スマホとの連携が重要になる中で、iPhoneとの連携・連動がかなりスムーズにできるアップルウォッチが非常に有利な状況になっていると言えるかなと。逆に言うと、他社からするとそういう意味での参入障壁があるというところがございます。

b. ネットワーク効果のところでもありますけれども、これはいつものエコシステムという関係でユーザーが増えると、これに乗っかってくるアプリベンダーあるいはそれにくっつけるデバイスメーカーが増えるというネットワーク効果、間接ネットワークが働くと。それは2つ目のポツにありますように、アプリを呼び込むだけではなくて、センサーを持

っているデバイスも呼び込むこととなりますので、さらにそこでデータが豊富になると。そうするとまたアプリが集まる。デバイスとアプリとの間での間接ネットワーク効果みたいなものがあるかなということでございます。

それから、スイッチングコストでありますけれども、特にヘルスケアの領域での利用が多いということで、ヘルスケアは長期継続的にデータを取るという意味で、データが集中していくと、そこでのデータの継続性の観点からスイッチングコストも高まっていくということで、使い慣れたUIということに加えて、そういった要素もあるのかなというところで、そういう中で今、アップルが非常に強くなっているということでございます。

こういう中で、今まで指摘されているものの懸念はどんなものがあるかというのを総括したのが131ページでありますけれども、ここも大きく2つに分けて書いてあります。2つ目のポツで「こうした中で」とありますように、先ほどお話ししたようにスマートフォンとの連携というところが重要になる中で、スマートフォンにおける影響力をレバレッジとして、新しい顧客接点であるスマートウオッチの競争を有利にしてしまうという意味での公正・公平な競争環境がどうなのかという観点でございます。これは後ほど述べます。

もう一つはサードパーティーのアプリベンダーとかデバイスベンダーとの関係でプラットフォーム事業者がどうなのかというところで、ここも懸念があるのは、まずデータが相当アップルウオッチのところに集中しつつある格好になり、かつ、プライバシーの懸念も高いということで、その利用の範囲もかなりファーストパーティーたるアップルが有利になってきているという状況がございます。あと、プリインストール、デフォルトの問題もあります。結論からいうと、このデータなりのところは懸念が強いわけですが、今まで聞いてきているところでもあります。競争阻害的だといえる行為とまでは言いにくいのかなということで、これらについては状況を注視しながら問題があったときの迅速な対応ということにしてはどうかということ考えてオプションを提示させていただいています。

問題はもう一つの前者のところ、スマホとの連携であります。これについては今の時点で何らかの対応が必要なのではないかということなわけですが、132ページ目以降に書いてあります。一番下のところからですが、iPhoneとアップルウオッチは非常に連携がいいけれども、iPhoneと他社、ウェアOSというのはグーグルのスマートウオッチのOSですが、それを使ったデバイスは連携が非常に不利になっているということが指摘されております。

具体的には、135ページの下の方にありますように、両者、スマホとウオッチでペアリングさせるときに、iPhoneとアップルウオッチであれば自動的に検知されるということに対して、その他のウオッチだとコンパニオンアプリをインストールしてといった手間がかかるということと、あと2つ目が大きいようでもありますけれども、Bluetoothでの連携になるわけですが、iPhoneとアップルウオッチであればBluetooth classicという比較的ハイエンドなものが使えるようですが、そうでないもののスマートウオッチに

についてはBluetooth Low Energyというものでデータの容量にも制約があり、そうするとWi-Fiを使わなくてはならないことになって、Wi-Fi環境がないと連携できないといった問題とか、バッテリーの消耗が早いといったことで、かなりここは懸念の声が強いところでございます。そのほか同期の問題等々ございます。

これについては、対応の方向性、136ページでありますけれども、真ん中のオプションのところに書いてありますように、スマホのパワーをレバレッジにして新しい顧客接点での戦いを優位にするのはフェアとは言えないのではないかとということで、サードパーティーの収益に対しても自社と同等の機能、アクセスを認めるべきではないかというところのオプションにさせていただいております。

ちょっと超過してしまっていて恐縮ですが、私からの説明は以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、塩野議員から順番にコメントをお願いいたします。塩野議員、どうぞお願いします。

○塩野議員

まずは中間報告、非常に広範で難しい分野をおまとめいただき、皆様方、ありがとうございました。ここまでの議論を受けて、どういったところが議論として難しいのかを簡潔に申し上げます。

まず、ボイスアシスタントに関すれば、普及すればスマホというデバイスを飛び越えて声というもので圧倒的にプラットフォーム側の優位性が獲得可能。その意味としては、自社スキルだったり製品の誘導を明確にできるということがあろうかと思えます。一方で、ボイスアシスタントはまだ余り実際に普及していないというところで、そこまで幾つもプラットフォームの優位性を出せるようなものがある中で普及していないがゆえに、なかなかここに対して大きく規制などを打ち出すというのは難しいのが現状かなと思っております。一方、地味に見えますけれども、ウェイクアップワードなどは本当に強力で、こういう細かいところで自社の優位性をつくっていくことは可能と考えております。ただ、やはりまだ普及していないと。

次にウェアラブルなのですけれども、こちらは何度も繰り返し申し上げて申し訳ないですけれども、やはり生体データ、バイタルなんかが取れた場合、ユーザーのスイッチングコストというのは極めて高くなると。ただ、この難しさというのは、今の段階で何かすごくプラットフォーム側が悪さをしている、優越的地位の濫用等をしているというのが見えにくいということだと思えます。

ただ、これもやはり競争法の枠内に入るのか、結局ここでも何度もヘルスケアという言葉を書きいただいているとおり、モラル、プライバシーの問題を内包すると。あと、ここはやはりヘルスケアなんか、バイタルというものが肌身離さず入っていた場合、最終的にはユーザーがどこに行ったとき、誰に会ったときに心拍数と体温の変化があるかみたい

なことも分かってしまう。そこまで分かったときに、本当に強力なものになるということが考えられますけれども、今の段階ですごく何かこれまでに類するような濫用があるかという、なかなか難しいのかなと思っております。

というのがこの2つなのですけれども、やはりモバイルOSというくくりは定義が難しいところ、OSととらまえていくべきだろうと思いますし、その上で、プラットフォーマーとここで種々書いていただいていますサードパーティーの力関係を注視して行って、そこで何らかの濫用があった場合に出ていかないといけないのかなということでございます。

あとは各プレイヤーの戦略面として、個別名はあろうかと思うのですけれども、基本的にプラットフォーマーとしてはボイスアシスタントもウェアラブルもある程度のシェアを取った上で、あとはほかのところが入ってこられないように自社の優位性を確固たるものにするように細かく仕様変更していけば戦略論として排除可能と思うのです。そうした中で、このプレイヤーたちは何を重視しているかという、アマゾンではeコマースだと思いますし、グーグルはクラウドに持っていこうということと、あと、アップルとグーグルは似通っていますけれども、アップルはiPhoneなどというプレミアムなデバイスがキャッシュフローの源泉になっているというのが特徴としてあるので、そうした特徴を見つつ、彼らの戦略がこのボイスアシスタント、ウェアラブルなんかでも行われていった際に、先ほどお伝えしたようなところを注視して、何らかの濫用があった際に入っていくのかなというのが本件かなと、そういう難しさを感じております。既存の競争法の枠組みの中ではそういう難しさを感じております。

以上でございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

では、生貝議員、よろしく願いいたします。

○生貝議員

ありがとうございます。非常に詳細なおまとめをいただきまして、私も今、塩野議員がおっしゃったとおり、まだ非常に流動的な市場環境の中でどのような対応をするかというところは難しいところがあると思うのですけれども、ほかのレイヤーから制限された状況の中で特定のプレイヤーだけが当然に生き残っていくといったような状況にならないように、必要なところでまさに今日具体的な介入のオプションとして示していただいたような措置を考えていくというのが適切なところかなと全体的に感じているところでございます。

それで1つ、例えばローデータへのアクセスでございますとか、あとはウェアラブルの第三者のデータアクセスですとか、こういったところは現状は注視していくといったような形でまとめられているところでございますけれども、やはりこのことについても、現状、特定レイヤーの支配力を濫用しているといったようなことにはどうもなっていないようだと。しかし、そういった中でも、例えば特にデータアクセスに関しては最低限のといえますか、ベース的なデータアクセスの義務といったようなものは、やはり何かしら定める意

味があるのではないか。例えばDMAの6条(i)で挙げていただいているような形での集計データのアクセスでありますとか、あるいは本人が同意したときの個人データへのアクセスといったようなところは、やはり当然それぞれのサードパーティーが認められてしかるべきである。あるいは本人が希望した場合のサードパーティーへの能動的なデータの提供といったようなところも含めまして、しっかりとそれぞれの現状のデータアクセスのやり方というのが今後の仕組みの中でも大きくルールとしてしかるべき形から外れていないのかということに対して、適時の介入を行っていけるようなベースルールの在り方は、DMA等も参考にして検討してもよいのかなと感じているところでございます。

もう一つ、これは全体として非常に大きなテーマになるかと思うのですが、やはり市場注視の枠組み、3つのオプション、特に弊害に対して迅速に対応できる何らかの枠組みというところのこの何らかの枠組みというのが大変難しい課題なのだろう。このことに関しては、これまでも既に議論に出ていたかもしれないのですが、まさに特に今回、DMAですとかドイツ法、あるいはアメリカの法案等を触れていただいている、そうしたもののほかにといいますか、御承知のとおり英国のデジタル市場ユニットでございませぬ。ここでは特にフェアトレーディング、オープンチョイス、トラスト、トランスパレンシーという4つのプリンシプルに基づいてデジタル市場ユニットがエンフォーサブル・コード・オブ・コンダクトをある程度柔軟につくることができると。日本の法体系上そういった仕組みがどの程度可能なのかというところはあるかと思っておりますけれども、まさに新しい市場に対して柔軟、適時、迅速に対応できる枠組みとしてそういった向きも、全体の事前規制といってもいろいろなパターンがあるといったようなところで、この分野だけに関わるところではないですけれども、もしかすると考えてよいのかということを感じたところです。

私からは以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、上野山議員、お願いいたします。

○上野山議員

私からは3点ほどお話しできればと思います。

非常によくまとまっていると思っておりますが、1点目はボイスアシスタントの各論に関してというところです。16、17ページ辺りに書いている処理の部分の記載の方法に関してのコメントです。17ページの図が比較的分かりやすいなと思っております。処理のプロセスをいろいろ記載いただいておりますけれども、技術観点及び今後の起こる競争の観点で重要なのは、このジョブ生成・管理と呼ばれる部分、これはある種、自然言語処理と呼ばれたりもしますし、あるいは言い方を変えると対話応答の性能というものが今後劇的に上がる可能性みたいな話も記載いただいておりますけれども、ほぼこの部分が今後のボイスアシスタント事業者同士の競争、あるいはボイスアシスタントとサードパーテ

イーの関係性も、この性能がどうなっていくかということではほぼ決まってくると思っています。なので、ここにネットワーク効果であるとかスイッチングコストが今後発生していくということかなと思います。

2点目は、中間報告としての書き方の話としてなのですが、なぜゆえにボイスとウェアラブルに問題意識を感じているかであるとか、もう一段思想を明記してもいいのではないかなと感じております。

技術進化の観点で申し上げますと、モバイル・エコシステム、ボイスアシスタント、ウェアラブルというのは、未来における巨大な市場の同じ市場の議論をしていると思っただけで、レイヤー構造でとらまえると、モバイルもボイスアシスタントもウェアラブルもほぼ同じ話に見えます。それは何を言っているかという、先ほど1点目で申し上げたとおり、デバイスだけの競争というよりも、先ほど申し上げた17ページぐらいにあるジョブ生成・管理みたいな対話応答性能が今後どうなっていくかという議論にほぼ議論がオーバーラップしてくると思っただけです。ここは現状、例えば検索エンジンというものとボイスアシスタントというものを別々に議論しておりますけれども、実際にボイスアシスタントの中のジョブ生成・管理のアルゴリズムは、検索エンジンの拡張形そのものになると思うので、将来的には検索エンジンというレイヤーとこのレイヤーは同じ議論をしているような気がしております。その観点を思想としてももう少し記載しておくというのも一つの方法なのかなと思っただけです。

最後、そうはいつでも現実問題としての足元の対応オプションということで申し上げますと、記載いただいている方向感なのかなとやはり思っただけで、特に例えばiPhoneであれば、ボイスアシスタントをほかに切り替えたりできなくて、まさにこれはAppストアのバンドルの話と全く同じような話が起ってくるので、こういったところに早期にオプション案として記載して牽制し始めるというのは重要かなと思っただけで、現実解としての書き方は総論違和感ございませんということで、私からのコメントとさせていただきます。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

ここまでは事務局のほうから御回答はありませんでしょうか。

○成田審議官

ありがとうございます。生貝議員のほうからいただきました、特にデータのところです。集計データへのアクセスとか、こういうのは彼らもやっているという説明があったりするのでありますが、あと同意したときのアクセスとか、その辺りは今日の御指摘を踏まえて考えたいと思っただけですが、注視をするという枠組みにしながらも、こういうところを見ているぞというのを明示的に書くとか、そういったところで工夫してみるのかなというふうには考えているところであります。そこはまた御指導いただければと思っただけです。

それから、上野山議員から今いただきました点、ありがとうございます。確かにそうい

った問題意識というか、なぜここを重視しているのかというところは少し、ここもお知恵をいただきながら書き足しをできればと思っております。御指摘ありがとうございます。

あとは塩野議員からあったお話、まさにそういう問題意識ですので、そういった点はもう少し分かるようなところで書けるところがあればと考えております。ありがとうございます。

○依田座長

それでは、第2グループのほうに入りたいと思います。川濱議員、お願いいたします。

○川濱議員

どうもありがとうございます。まだ十分に成長しておらず、成長が重要なのでそれを阻害してはならず、しかし、事後的には今までと同じような問題が想定されるという厄介な問題に関して、非常に詳細に現状と問題点を指摘した、非常に有益な、重要な作業をしていただいたと思います。既に皆さん御指摘のとおり、今までもこのプラットフォーム関係の部分は常に後手後手に回ってきていて、今回もこのままだったら後手に回らるであろう部分に関して何とか未然に何ができるかというところをやっており、他方、未然の段階では規定すべき根拠とか武器をつくるのが難しいところ、どこまでいけるかということをして事前の想定すべきシナリオを列挙する形で対処したということが重要なのかなと思います。

その点で、ここで出されたのは、現状まで通常考えられる問題点のまとめ方としては最善のものだと思います。その上で、基本的にここでのポイントは、既に御指摘があったとおり、ボイスアシスタントに関しては未成熟だけれども、その中でもOSの力を利用して最低限3社いる競争が2社に縮減しないように、もう一つのオプションを残すことによってある種の牽制効果を用い、これがそれを利用する市場に対しても一定の改善効果を持つのではないかという希望の下になされているのだと考えます。ここの部分に強めの規制のオプションを上げておいて、他方、未成熟であるがゆえにボイスアシストに関するアプリ等々のサードパーティーの競争領域に関しては慎重になっているというのが既に御指摘のあったとおりののだと思うのですけれども、ちょっと気になるのは、さはさりながら、やはりSiriの力が強いことから、SiriKitの利用等々に関する制限の問題に関しては、単に注視するだけではなくて、ボイスアシスタント上に展開していくセカンダリーなマーケットの参加者というのはある種イノベーションの担い手になるかも分からない日本企業も含まれているわけです。それらの事業者のイノベーションの機会を保護し、それはひいては日本の消費者のために、この点に関して妨害排除の仕組みが必要なのだと思います。ただ、その論拠をどのように整理するかが課題と思います。

配慮義務というのも良い視点かもしれませんが、配慮義務というのだったらちょっと弱いような気がします。むしろこれは、ここのDMAその他で指摘されているポイントを出せないのでしょうか。特にOSを介した基本的機能というのは、他の2社がそうであるように、基本的に特に第三者に不利益だとか必要がないところ、それを確認させる必要はあるのではないのかなという気がするのです。ただ、これは現状ではまだアップルがそうい

ったことをやっているかどうかさえ分からないところなので、その必要性があることをもうちょっと強く出せないかなという気がいたしました。

それから、ウェアラブルに関しても既に御指摘があったことに超える内容はございませんが、やはり今持っているスマホのOS、モバイルOSの力を利用することに関しては、特にiPhoneの場合はアップルウォッチという非常に強い武器があるわけだから、サードパーティーが入っていきにくいところがあるところ、それを少なくともAndroidの場合にはフィットビット事件に伴う問題解消措置の一環としてAPIに対する差別等々が規制されるような形になっているわけだから、それを原則とするような強いスタンスを出していけないかなというのは、それは十分に根拠づけられるのではないかと思うのですけれども、そういったところです。

最後に1点なのですが、注視するというオプションを取った場合には、いざというときに手を出すときにどうするかの問題が残るとするのはまさにそのとおりで、これは生貝議員から指摘があったとおりの問題だと思うのです。これは通常の競争法の枠組みを使う限りは、この手の問題に関しては具体的な悪影響の立証のためのハードルはかなり高い。特に単なる差別禁止にとどまらない部分をどこかで立証する必要があるのだろうと。それをどうハードルを乗り越えるかのところで、やはり一般的にこういったときに介入すべき根拠をどこかで持っておく必要があるけれども、これはまだ今の段階で規定できるかどうかは別にして、これはほかのアクションがないかというよりか、ある種、無理筋であっても強めのオプションを書けないかなというのが1つ気になっている点です。

これは前も言いましたとおり、オプションは全部実現するわけではなくても、いろいろ我々が懸念していることが大きいのだということプラットフォーム事業者のみならず多くの人々にいろいろな懸念があるということによって、いわば最終的に政府で規定を行うときのタスクフォースになるような形でオプションを入れておくというのも考えていく必要があるのだったら、しかも、従来の典型的な規定手法ではないものも含めて、生貝議員が言うような手法も含めて、何らかの形で織り込めないのかなと。これは具体的な提案もないまま無責任なことを言っているというのは重々承知ですけれども、それが気になった点でございます。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、伊永議員、よろしく申し上げます。

○伊永議員

ありがとうございます。

私も皆さんが言われていることに賛同する立場です。まず、非常に複雑で、かつ、新しい問題を取り扱っているにもかかわらず、とても分かりやすくなったと思います。特にデータを追加していただいて、なぜ今モバイル・エコシステムの検討の中でボイスとウェア

ラブルをやるのかということがよく分かるようになったと思っています。

同時に、問題意識も鮮明になっていると思うのですが、特にモバイルOSとの結びつきが大事だと思います。ユーザーとの関係ではゲートキーパーであったり、取引先事業者との関係ではゲームの仕組み自体を決める役割を担っていたり、独占領域を用いた制御可能な状態になっているということが、このボイスとウェアラブルの両領域で非常に効いているのだと思います。特にエコシステム内で様々な濫用が容易になっているということがOSベンダーならではの問題を引き起こしており、例えばボイスでは、競争への積極性をも踏まえつつ、OSベンダー側の方に注文をつける理由になっていると感じました。

ボイスについては、デフォルトの問題とウェイクワードの問題がありました。現状では、呼び出すのにウェイクワード、つまり声で呼び出すよりも操作で呼び出すほうが多いということで、デフォルトの問題を取り扱わざるを得ない状況かと思うのですが、今後の展開を考えると、より重要になってくるのはウェイクワードでの切り替えのほうかなと思っています。ボイスを切り替えた場合には、そのボイスアシスタントに付随して自社優遇もひっついてくることになると思うのですけれども、ウェイクワードでエコシステムそのものを切り替えることが容易にできれば、自社優遇の問題も生じにくくなるというか、ユーザーの選好を阻害しにくくなるということがあるかなと思います。ボイスに付随する優先機能を含めてどれを呼び出すかということユーザーが意識的に選べるという意味です。ウェイクワードだけで全て切り替えられるというのは、デフォルトの問題もなく、今後の展開を考えると非常に重要な点と感じました。

それから、アップルのSiri特有の問題が整理され、オプション案にポジティブリストによるカテゴリの制限を改めるという話が出てきていますが、ここの部分をもう少し踏み込んで、ネガティブリスト化まで求めるということではできないでしょうか。ポジティブリストというのは原則禁止という中でやっていいことを列挙するだけで、かなり限定されることとなりますが、ネガティブリスト化した場合には、原則制限されないことを前提に、今度はやってはいけないことをその理由とともに開示することになると思います。なぜネガティブリストに掲げなければいけないのかということに集中して精査していく、そのリストの詳細化や細分化をしていく作業を通じて、より競争的にオープンチョイスになるような市場が形成できるのではないかと思います。ポジティブリストが現状だとすれば、ネガティブリスト化まで求めていくというところまでいけたらなと思います。

今後の対応のところですが、独禁法の緊急停止命令もなかなか難しいというお話でまとまっていると思いますが、何度も述べていますように、不公正な取引方法というのを業界特殊指定で書けば、それは緊急停止命令も行いやすくなりますし、それから独禁法に基づく差止め請求訴訟も行いやすくなるという形で、手段のほうにも大きく波及します。疎明や証明しなければいけない要件が非常に軽くなるという効果がありますので、デジタルプラットフォームに限定した、あるいはOSベンダーに限定したキャッチオール条項でもあれば、それでも大分立証が容易になって、ここに書かれていることが比較的实现で

きるような形に近づくかなと思いました。

また、より踏み込んださらなる規制の在り方ということにつきましては、私も生貝議員に賛成で、英国CMAが立ち上げているDMUみたいな専門家組織を設置するというのが一つの案だと思いました。先月、CMAのほうでまとめたグーグルのプライバシーサンドボックスの件でもDMUが非常に重要な役割を果たしておりまして、コミットメントの実行をDMUが行うということで、規制当局に準じたような役割を担い、実行を継続的に注視していくことができるユニットなわけです。これと似たようなものをつくっていくというのは確かに一つの案だなと思いました。

最後に、ウェアラブルに関しましては、そんなに際立った意見はないのですが、プライバシー保護と競争促進との間のトレードオフがかなり強いので、ここの部分を盾にされるとなかなか規制に踏み込めない現状にあると思います。ただ、本当にトレードオフが不可避なのかという点については、やはり情報開示をしてもらう必要があると思っております。一般に公開するかどうかは別にして、政府に対する情報開示や政府による情報収集の必要性ということを少し強目に出してもいいかなと思いました。競争になぜ踏み込めないかというのをプライバシー保護の観点からディフェンスしてきたときに、それは実際に本当にトレードオフなのかということに関する情報提供について、踏み込むことが可能ではないかと思った次第です。

以上になります。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、山田議員、お願いいたします。

○山田議員

ありがとうございます。2つコメントがあり、1つは、この分野は今まで議論していたものと違うという話と、あとは何かあったときに公取が調査できるのかという話に関する考察を言えればと思っています。

まずはボイス、ウェアラブルもそうなのですが、今までの買物をするとかインターネットを使うといういわゆる民生の使い方と、ちょっと技術の意味合いが違うと思うのです。結局、ボイスとかそういうものは、将来、ロボット開発とか、さらにいえば兵器とか、次のステップのイノベーション。イノベーションというかもっと先の話ですが、使いようによってはもっと怖いもの。この技術開発を進めた場合、例えば民生の車などでは非常に重要な技術なわけで、イノベーションをいろいろな競争によって多くのプレーヤーが競い合っているものをつくるという観点もすごく大事だと思うのですが、将来全然違う用途に使われた場合にどうなるか、例えばボイスは今の携帯だと録音されているときはオレンジのマークが出ますが、これを本当に信じていいのかという議論がある。要するに、寝ているときとか家の会話とかをSiriのシステムでずっと録音されているのではないかという話があるぐらい、極論すれば、必要に迫られて安全保障とかそうい

う本来想定されなかった目的にも将来使われる可能性があつて、そういうときにどうバランスを取るか。競争は大事なのですけれども、もちろんこのワーキンググループ自体がデジタルと競争というテーマで、そこが横串なので競争自体は非常に重要なのだと思うのですけれども、あえてコメントさせていただくと、この分野については、「安全な」プレイヤーの間の競争というのが特に大事なのではないかと。

今、ちょっと厳しい言葉で言えば、平和ぼけの中でピュアな競争と言っていてよいのか疑問も感じる時代になるかも知れないというときに、安全なプレイヤーの間の競争という観点も重要ではないか。政府の書面なのであまり刺激的なことが入れられないというのは分かるのですけれども、先ほど上野山議員が、なぜこれの技術が重要なのかということを書いてはどうかとおっしゃっていて、それと似ている発想なのですが、この分野は今まで議論していたものと違うのではないかと感じます。だからこそ、セキュリティという意味でももうちょっと考えていかないといけないのではないかと、単なるプライバシーを超える社会のセキュリティ、国のセキュリティ、そういう話もあると思うのです。それが1つです。

もう一つはもうちょっとプラクティカルな話なのですけれども、独禁法の介入ということで、従来手法にないものも含めてちゃんと手続があつたほうがよいと、川濱先生等がおっしゃっていた点に関して、最近の公取の調査の手法として、今までの公取の枠組だと処理できないということで、47条の手続が使えないので仕方がないという考慮があるのかも知れないですが、任意調査という名のもと、適正手続も曖昧な形で事実上公取が調査をする場合、ディフェンスするすべもない、日本の行政はこういう手続でよいのか、という声が聞こえ始めている。今このレポートの中で、この分野はまだ先がよく分からないので、まだオープンにしておきましょうというのは非常にリーズナブルだと思うのですけれども、公取が既存のツールが不足しているためにやむを得ず適正手続の縛りがない方法論に頼らざるを得ないのであれば、むしろきちんと介入できるプロセスを明確にした方が、法治国家という観点からはよいのではないかとというのが2つ目のコメントです。

長くなりましたが以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

ここままで事務局のほうから回答ありますでしょうか。

○成田審議官

ありがとうございました。幾つか我々が悩んでいるところについての示唆をいただきまして、ありがとうございます。ボイスアシスタントのアップルのサードパーティーのカテゴリの制限について、川濱先生からもう少し何か強めに言えないかというところで、早速伊永議員からネガティブリスト化というすばらしいアイデアをいただいたので、それは積極的に考えていきたいなと思っております。あと、この後の先生方からもまたいろいろ

とお知恵をいただければと思っております。

それから、もう一つのところです。注視をしていざというときの介入についても幾つかアイデアをいただいておりますので、こちらのほうはまた引き続き、残る先生方のお知恵もいただいて、今日いろいろディスカッションいただければと思っているので、この時点でのコメントは控えさせていただこうと思います。

あと、山田議員からありましたセキュリティの話もおっしゃるとおりで、確かに今の世界の情勢は3か月前とは大分変わってきていますけれども、そういうことを露骨には書かないにしても、御指摘になったところを上野山議員の御指摘と併せながら書いてみたいと考えております。

時間もありませんので、取りあえず私からは以上です。ありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございました。

では、次のグループ、泉水議員、お願いします。

○泉水議員

ありがとうございます。私のところでは、既に皆さんおっしゃったことがそうだなというか、一部そう言おうかなと思ったところであり、そのとおりですというコメントになってしまうのですけれども、幾つか述べたいと思います。

まず第1点は、現状の状況の認識から将来の問題については、塩野議員がおっしゃったことが非常によく理解できて、まさにそのとおりだと思いますので、そういう認識でこの報告書はできていると思いますし、そもそも報告書自身が非常に説得的なものになっていると思ひまして、特に大きな異論はございません。

特にオプションを見てみますと、まず、ボイスアシスタントについては、項目をメモしなかったので項目を挙げるのは難しいのですが、2か所でかなり積極的にオプションを挙げていると思うのですが、1つが43ページ、デフォルト設定とかその変更の問題ですね。それから、81ページのアップルの問題です。この2か所でオプションとして、特にアップルに対してある程度積極的な行為を義務づけているというオプションが提示されていると思いますが、この点は他方においては、他のほとんどはモニタリングというか、しばらく様子を見ましようということなのですが、それでいいと思います。アップルの2か所、43ページはグーグルもあるかもしれませんが、この2か所については、このような形のオプションになるのだらうと思います。

もう一点、ウェアラブルについては、136ページにオプションがあるわけですが、これについては、やはりこちらもアップルウォッチが強いので、アップルウォッチと競争者との関係で一定の行為を含めたオプションを提示されていて、これも非常に説得的だと思つて賛成いたします。

他方で、ウェアラブルについてはデータですね。データについてはプライバシーの問題というわけではなくて、むしろデータの取得とか利用そのものについて現段階では特に大

きな問題は生じていないというふうに事務局はまとめられているように思うのですが、データについては、アップルについてバイタルデータ等、あるいは利活用が将来的に大きな問題があるような気はするのですが、現状においては他の機器等からもバイタルデータを入手できるということだと思っておりますが、現状ではデータについて特に問題は生じていないということであれば、オプションから外すとされているわけですが、それはそれで、そうなるのかなと思っております。

ただ、他方において、以上のまとめなのですが、川濱議員や生貝議員、伊永議員もおっしゃっていたように、オプションというのは、要するに意見募集をして、それに対していろいろな意見を聞くものですので、オプションは、これは無理だろうというものも含めてオプションとして提示して意見をいただくというのがいいように思いますし、OSの部分は、その意味で言えば、これは無理だろうというオプションも一部入っていると思うのです。その意味でいえば、オプションについてはもう少しOSと平仄を合わせてということになると思いますけれども、もう少し広めに提示することがあり得るのではないかなという気がいたします。

それから、これも上野山議員がおっしゃっていたように、ここでなぜボイスアシスタントとウェアラブルについて提示するのか。OSに関わるからということだと思っておりますけれども、しかし、日本では少なくともボイスアシスタントは必ずしも広く利用されていない、ウェアラブルは利用されていると思いますが、これについてなぜ取り上げるのかについては、説明が先にあつたら説得的だと思います。結局かなり強いオプションも含めているわけですから、なぜ取り上げるのかについて、初めのほうで説明があるのがいいかと思っております。

最後は、私はよく分からない問題なのですが、さっきのシェアの問題ですね。iOSとAndroidのシェアの問題で2つの数字が出ていて、台数ベースで半々ぐらいですね。それから、これに対してサイトビュー、ビューワー数においてはアップルのシェアがかなり高くなっていますが、これは並列して書かれていて、しかも後ろのほうでアップルに対するオプションのところでもむしろ台数ベースで数字、パーセンテージを出されているのですが、特にアップルに対して強いオプションを一部で示しているわけですので、このところは並列だけではなくてももう少し何か言えないかなと思っていて、私は素人なのでよく分かりませんが、例えば、要するにアクティブユーザーを見る上では多分ページビューの数のほうが重要で、台数というのは弱いデータかなという気がして、アクティブユーザーを見る上ではアップルのシェアが高い、iPhoneのシェアが高いとか、そんな記述が1箇所あってもいいのかなと。本当にアクティブユーザーが重要かどうか私はよく分からないので、それは専門の先生方に教えていただきたいのですが、ちょっと何かあつたらいいかなと。

特に私の印象では、若い人とかについてはiPhoneをみんな使って非常に積極的に利用しているのに対して、中堅や若い男の人でもAndroidをよく使うと思っておりますが、Androidをよく持っているのはむしろ老人で、よく分からないままに店に行って、スマートフォンを

欲しいといったらAndroidがありますよといって買って、しかし、電話しかしていないというのを私の身近では結構見るので、ちょっと余計なことを言いましたけれども、このようにこの数字というのは並列するのではなくて、もう少し何らかの質的な説明あるいは評価があってもいいのかなと思いました。

私からは以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、松尾議員、お願いいたします。

○松尾委員

御説明いただきましてありがとうございました。

私からは、今までの議論でかなり網羅されているなど感じますが、なぜボイスアシスタントなのかというところはしっかりとした説明が必要だなということがあるかなと思いました。

あとはAIの技術の観点からしますと、今後この分野は多分すごく伸びてくると考えていまして、そうしたときにどういった影響が出てくるのかという面も少し気になるなと思いついて、何人かの議員から既に御指摘があったところかと思いついて、かなりそういう将来のところも見据えた議論が必要かなと思いました。

ちょっと雑感になりますけれども、以上になります。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、小林様、お願いいたします。

○小林オブザーバー

ありがとうございます。私のほうからは最初に大きな話を1点と、その後、ページに沿ってそれぞれ細かい御指摘も含めて何点かお話ししたいと思います。

まず、皆さんがおっしゃっているとおり、なぜボイスアシスタントとウェアラブルなのかということについては、そのとおりなのだと思うのですが、1点もし付け加えるとすると、やはりデータとして大変センシティブなデータを使っている、プライバシー性の高いデータを使っているというのが挙げられると思います。これが何で関係するかというと、総論のほうで述べられているのですけれども、問題となる行為を特定して、それに対して禁止するということを述べられる一方で、プライバシーやセキュリティについて正当な理由を示した場合にはそれを除くというようなことがこの後出てくると思うのですけれども、そういう意味では、一番このボイスアシスタントとウェアラブルというのはプライバシーとかセキュリティを理由にして禁止行為から除外されやすいものということがあって、今後の独禁法なりに代わる新しい規律の枠組みとしてもし取り上げるとしたときに、このボイスアシスタント、ウェアラブルというものについては、そこについての考察が非常に重要になってくると。ですから、このデジタル競争の分野において、ボイスアシスタント、

ウェアラブルというのを取り上げたという言い方もできるのかなと思いました。これは所感も含めてお伝えします。

あと、山田議員からもあったセキュリティの議論。目次のところでお話ししますけれども、6番でセキュリティ、7番でプライバシーと並んでいますけれども、ここで言うセキュリティは多分情報セキュリティですね。山田議員から言われたのはナショナルセキュリティという国家安全保障のような議論に近いものだと思っていて、我々の議論はこれまで、時々は入りますが、ほとんどは情報セキュリティの議論を中心に、多分、事業者の方は抗弁されたと思いますし、そういうエビデンスが並んでいると思うのです。そういう意味ではここは混同しないように、できれば「情報セキュリティ」というふうに明確に書いたほうがいいのではないかと。それで、またほかの経済安全保障であるとか国家安全保障のようなものを語るのであれば、別の項目にされたほうが読み手としては混同しないでいいのかなと思います。セキュリティと書いてしまうと非常に広い概念なので、気をつけたほうがいいかなというのがあります。

次に、これは今頃あまり言わないでほしいということかもしれないのですが、13ページを見て思い出したというか、初めて音声アシスタントを使ったときの機器というので挙げられていて、ボイスアシスタントというやはりスマートフォンが大きいのですよというお話をされているのですが、これを見ると、日本は実は意外と車載器のパーセンテージがあるのだなというのを今さら思い出して、何を言いたいかというと、車の情報系のOSというのは今後かなりの部分がAndroid OSに移り変わっていきます。当然、車を操作しているときには手を使えませんが、音声アシスタントが非常に有力なツールになります。日本人は手入力が好きだとか、人前で話しかけるのが嫌だというのがあったかもしれませんが、車のようなパーソナルな空間で話しかけるというものについては実は非常にボイスアシスタントが有力で、そこを実はGoogleはOSを、日本でいうとトヨタ以外は皆さんGoogleに染まってしまったような形でAndroid OSを搭載するというようになってきますので、今まだ市場としては未成熟ですよということはあるのですが、脅威としてはかなり今後そういうところも考え得るということ是指摘させていただきたいと思いました。これは未来の話かもしれませんが、かなりGoogle、Android OSの車載器への搭載が今後進むだろうということを確認してお話になります。

次に参りまして、ちょっとページが分からないのですが、皆さんがお話をされているアップルのSiriのポジティブリストのお話なのですが、よく見ると、75ページの一番下にiOSが起動していない状態でもSiri経由でリクエストに回答できるようになるというのがあって、これはiOSでアプリを起動していなくてもSiriを経由してそのアプリを起動できるというのはかなり強力な、ウェイクワードではないのですけれども、強力なキックになると思います。その意味で、そこで使える機能を制限して、使いやすくするという意味もあるかもしれませんが、安全を見てこれぐらいの主要なものに限定するというのをアップルとしては意図しているのかなというのを私としては感じたところです。

ここの対応として81ページ、対応のオプションの提示のページで挙げられている太字のところ、一定規模以上、配慮する義務を課してはどうかというのはあるのですが、ここについては若干私としてはどう配慮するのかなというのが分かりづらくて、むしろこう決めましたと、こういうポジティブリストをつくりましたということであれば、アップルもそれと同じだけの機能しか使えないのですというふうに逆にイコールフットィングのほうの制約を課すことで競争法上の懸念を排除する、確認するというにされてはどうかと思います。ここは恐らく相当程度、アップルのほうが安全とかセキュリティを理由に抗弁してくるところではないかなというのを予見してお話になります。

それから、ばらばらと申し訳ないのですけれども、105ページの対応オプションのところに来ていて、ここのところの議論、今のところにも関連するのですが、対応オプションの議論をするときにボイスアシスタントのデータの利用。私がお話するのは基本的にはデータの利用に関する議論なのですけれども、すごく似ているな、参考にしたらいいかなと思ったのが、位置情報の利用というものがあります。iPhoneなりAndroidの携帯を使っていると、位置情報を昔は結構だらだらと取得されていたものがあったのですけれども、近年は非常にここのデータの取扱いを、これはセンシティブだということで後から気づいたというものもあって、後からどんどん規律が厳しくなっていて、それがある程度形成されてきて、今はどのようなオプションになっているかということ、常時位置情報をセンシングする、それから利用時のみ位置情報を使う、またはアプリを立ち上げて毎回確認して起動する、最後には絶対使わないという、その4段階ぐらいに位置情報の利用は制限されていて、これも利用が進むことによって、またHarmというか、いろいろプライバシー上の懸念が明らかになることによって形成されていったという経緯がございます。

ここでボイスアシスタントのほうの議論も恐らくウェイクワードで立ち上がるのは競争上の問題があるというのはそのとおりなのですけれども、さっきのポジティブリストのようなものでも、どういうものであればプライバシー上の懸念をなるべく低減した形でサードパーティーなりエコシステムの事業者が使えるようになるのというのを考慮するときには、やはり一定程度、グーグル、アップルというものが今後、ポジティブリストなのかというのもあるのですけれども、恐らく自分たちでプラットフォームとしてのルールをつくっていくということについては、裁量を認めるべきかなと。

結局今の落ち着いた形というのは、割と合理的であったりしますので、当局は何をするのかといいますと、今回のポジティブリスト制度もそうなのですけれども、こういったものが出てきたときにそれがちゃんと適正に、構成に、イコールフットィングに使われているのかというのをちゃんとモニタリングしていくところを見ていくということではないかなと思います。

最後、ウェアラブルについて1点だけ、131ページです。データの取扱いについて2)の(2)のところでも若干述べられているところではありますが、データについて、ここの記述はそもそも競争阻害とまでは言えないだろうというのはそのとおりだと思いますので、

現状については、本人がもちろん求めた場合であるとか、あとはアップルなりグーグルなりプラットフォーム事業者、OS提供事業者のみが取得できる情報をほかのアプリなり自社サービスに用いないというような、繰り返しになりますけれども、そういう自社優遇もしくは特別な地位を利用したようなデータの利用、イコールフットィングではない利用を監視するというのがせいぜいかなと思います。

最初の話に戻るのですけれども、ボイスアシスタント、ウェアラブル、両方とも大変プライバシー性が高い情報で、今後こういった情報は日本でもいろいろな分野で規制が個別に検討されると思います。特に例えば車だったり、あとはボイスアシスタントで言うとテレビだったり、独自の分野でそれぞれ監督官庁がルールをつくっていくということもありますので、そういったプライバシーの分野別の規制とかをちゃんと注視して、それを見ながら各プラットフォーム事業者が事業を展開するときに競争法上の議論に整合するような形でプライバシーについてもちゃんとウオッチしていくのだというようなことを今後していくべきではないかなということでコメントさせていただきました。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、増島議員、お願いいたします。

○増島委員

恐れ入ります。途中からの参加になってしまっています。申し訳ありませんでした。

まず1点なのですけれども、今ここでやっていることの位置づけがどのような話なのかということとの関係で理解をしているのは、競争のところでは「注視」という言い方になっているのですけれども、やろうとしていることの本質はイノベーションのガバナンスをしたいという、これがデジタル市場競争会議の課題なのだと思います。御案内のとおり、ガバナンスイノベーションについては経産省が資料をまとめていますけれども、あれには幾つかの意味があって、その中の一つにはイノベーションをどのようにガバナンスしていくかという観点が含まれているというペーパーになっております。

このまだ立ち上がっていない市場である、大きく立ち上がり切っていない市場であるところのボイスアシスタントとウェアラブルは、これは競争法の分野とか何とか分野で縦に切るのではうまくいかないの、包括的な戦略として内閣府で検討しているというのが正しいのではないかという感じがしています。すなわち、何々業で何々省が所管する分野、リジッドな独禁法の枠組みでとらえる分野ということではなく、より大きな観点、つまり競争促進もしくはこの産業を負の側面をコントロールしつつ立ち上げるということですが、そのイノベーションガバナンスの方法として我々がこのプロセスを回しているのだという捉え方だと思います。そうすると、我々がやろうとしていることは、ガバナンスイノベーションのペーパーをお読みいただくとより分かるのですけれども、ムービングターゲットを追いかけるPDCA、一部ではカタツムリと呼んでいるのですけれども、これを

回していくプロセスの中に入れる対象を、その対象の重要性やリスクの観点からホリスティックに評価して決定し、その対象に対して政府がエンゲージし、その対象となる分野を手掛ける事業者と共にマルチステークホルダーでルールをつくっていきましょうというプロセスだと思います。そして、世の中の動きに合わせてつくったルールも変えるし、またエンゲージメントの対象も変えるしというのをアジャイルに評価していくと、ガバナンスイノベーションが標榜するアジャイルガバメントはこのようなコンセプトですけれども、我々の新技術の市場評価は、おそらくそれをやっているのだという説明が一番素直なのだと思います。

振り返って見ると、透明化法もアジャイルガバナンスのコンセプトを法令に盛り込んだということになっているわけなので、それとの連続性ということでお話をすると、一定の市場が出来上がっている部分については透明化法で対応するよというふうにしつつ、まだ市場が出来上がっていないけれども、ここは社会、デジタル市場にとって本当に大事だよねという評価をしたものについて、業界もしくはプレーヤーとのエンゲージメントの方法を我々は開発したいという、このようなコンセプトのもとでこの活動をしていて、そのために今般、ウェアラブルとボイスアシスタント市場の競争評価をした上で引き続き見ていくという話を全体的には書いているということなのではないかと思いました。

ガバナンスイノベーション的な発想でいったときに、これから出てくるもの、これからサービスが開発されて広まりつつあるもののイノベーションをどういうふうにガバナンスしていくかということできくと、イノベーションを実践する民間部門に並走する政府側のカウンターパートが要るよねという話になるはずなのです。そのように見ていただくと、UKのデジタルマーケットユニットというものがやっているのは、まさにそのようなものとして位置づけられるだろうと見えますし、さらに言うと、UKがこれを出してきたというのは、ある意味UKの中のイノベーションのガバナンス方法として、UK発で出てきたものとしてはレギュラトリーサンドボックスというものがあるのですけれども、発想としてはあれと同じような発想で、規制がない分野ではあるけれども、事業者とエンゲージをしていく、そのためのカウンターパートとなれるような政府の部署をつくりましたというロジックだと思うのです。我々も規制のサンドボックスは法令で入れて、更に恒久法化しましたし、そことの対応で見ても、我々がデジタルマーケットユニット的なことをやるのは正しいのではないかという、このアジェンダのセッティングはおそらく整合している。我が国の法制の整合性という意味でも一貫していることを言っているという評価になるのだろうと思いました。

もちろんこれはリソースが足りなくて兵たん線が伸び切っているという内情もお伺いしているのですが、できるのかという論点はあると思っていますけれども、位置づけとしては多分そういう形での法体系、制度体系だというのは十分に理屈が立っているということだろうと思いました。

あと1点は細かいというか、具体的な部分でありますけれども、例のウェアラブルの部

分でプライバシー保護を理由に競争制限的なことをやってくるという民間事業者のパターンに対する牽制手段を開発する必要があるのだらうと思います。何か競争制限的に機能する手法に対して競争の観点から指摘すると二言目にはプライバシーと言ってくるという状況で、プライバシー保護を競争制限的行為の免罪符であるかのように使ってくる事業者がいるので、これに対して我々が開発しなければならないのは、スタンダード・オブ・レビュー、すなわちプライバシー保護という理由が許されるのか許されないかを判断する基準です。どういう基準で比較衡量をするのかということの基準の開発が必要なのだと思うのです。

今、事業者が言っているのは、いわゆる憲法訴訟で言うところの合理性の基準というもので、何か取りあえず理屈が立てばそれでいいという話で、その制限が認められる、競争制約的な効果が許容されるという一番緩い基準でやられていて、これに対して政府はなかなかうまく介入ができていないという状況にあるわけです。ここの部分のスタンダード・オブ・レビューをもう少し厳しいもの、憲法訴訟的ないしは独禁法的な目線から見るとLRAの基準、Less Restrictive Alternativeの基準を採用するというのも十分あり得るのではないかと思うのです。つまり、民間側が社会に対して、より制限的でない他の方法がないということまで説明してもらわないといけないというやり方です。他により制限的でない、このような方策があるのではないかという反駁が立ってしまうと民間側の対策が否定されてしまうというのでは厳しすぎるということなのであれば、中間的なスタンダード・オブ・レビューも開発されているはずですので、そういうもので見ていくのだということでもあり得ると思うのです。いずれにしても、現状の課題に対する実践的な対応としてはやはりスタンダード・オブ・レビューをどのように開発していくかというのを我々は考えるべきだし、現状、我々は、今の合理性の基準でやられているような状態はうまくイノベーションもしくは競争がガバナンスできていないという評価をしているのだと思います。そして私自身もその評価には賛成です。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、ここままで事務局のほうからリプライございますでしょうか。

○成田審議官

ありがとうございます。多岐にわたる御指摘ありがとうございます。

先ほど来、何人かの先生方からおっしゃって、全部網羅的には今お答えできないかもしれないですけども、何でこの2つを対象にしてやる意味があるのかという今のガバナンスイノベーションのコンテキストも含めての記述は、本当は「はじめに」のところに書かなければいけないその「はじめに」ができておりませんので、そここのところにしっかりと書くのかなと思っておりますので、今日いただいた様々な視点からの御指摘を踏まえて、その辺りをしっかりと書ければと思っております。

順不同ですけれども、アップルの例の制限の話です。カテゴリーの制限の話について、アップルとのイコールフットイングという視点はありますので、先ほど泉水先生からもあったようにオプションを広めにとということも踏まえると、ネガティブリストにするとか、アップルは同じ制限にするとかいうことをオプションとして広めに例示することも考えてみたいなと思っております。これも後ほど検討した上で皆様に案文で御相談させていただければと思います。

それから、シェアの話があったかと思えます。これは前回も御議論いただいて、なかなか悩ましいiOSとAndroidのシェアの問題でありますけれども、1点、御質問があった点、稼働ベースのほうはアンケート調査をベースにしておりますので、そういう意味ではある種アクティブなユーザーを捉えた数字にはなっていると我々は理解しております。なので、我々も性格づけをできればなと思っております。

それから、小林さんのほうからセキュリティですね。おっしゃるように情報セキュリティというふうにしておこうかなと思えます。

あと、車の視点もどこかしらで一言入れられたらと考えてみたいと思えます。

それから、最後に増島議員のほうからありましたプライバシーとの関係でのスタンダードという意味はおっしゃるとおりであります。そこは最大の課題の一つだと思いますので、今御指摘のあったコンテキストをどこかしらに入れて、注視するにしても注視する際の視点に組み込むとか、そんなことを考えてみたいなと思っております。

それから、介入の手段について、UKのDMUのお話を何人かの先生方からいただいております。結局あれもUKの新しいレジームをつくる、そのための運用する機関だということなので、コード・オブ・コンダクトをつくるということなのですけれども、一個一個の分野について調査をして、かなり強制力の強い事実上法律の議論みたいな形での指標、コード・オブ・コンダクトを執行していく機関ということなので、それをどこの組織がやるのがいいのか、日本政府の場合にどうなのかというところは、中間報告の後の議論でつめていくのかなと考えております。

私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

少し時間が押してまいりましたので、後半に移りたいと思えます。

後半パートについて、事務局から資料に基づいて15分ほどで説明をいただいた後、議員の皆様からコメントをいただきます。

それでは、まず、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

モバイル・エコシステムの総論の部分について、前回も多々貴重な御意見をいただきましたので、それを反映させた部分について今日お示ししておりますので、そこを御議論い

ただければと思っております。前回からの変更点を修正履歴の形でお示ししております。先週お送りしたもの中から一部加筆をした部分は黄色くしております。それにより後半のほうでページずれが生じておりますが、基本的に趣旨自体は変わっておりませんので、その点御理解いただければと思います。

26ページです。ここのところは目指すべき姿ということで、箱の中、先日も少し御議論がありましたけれども、順番を少し変えております。多様な主体によるイノベーションの確保と消費者の選択の機会を凶るということがモバイル・エコシステムの今後のあるべき方向性として考えるべき点だということをも1点目にした上で、競争圧力の話は3番目だったのを2番目に上げて、将来の芽を摘むということだけではなくて、近場の話もより具体的に分かるように文章を切った形にしております。新規顧客接点へのレバレッジみたいな話を3点目にしております。A)とB)をひっくり返すべきではないかというのが泉水先生の御指摘で、普通に考えるとそうではないかという御指摘だったと思いますけれども、今回の検討の中での背景を前に書いておいたほうがいいよねということの御指摘があったかと思っておりますので、この上のほうに書いてあります、既存のものでレイヤー間でレバレッジをとるところで、他への影響があるというところを加筆した格好にさせていただいております。

30ページになりますが、ここがたくさん御指摘を賜ったところでありまして。既存の枠組みとの関係でありますけれども、修正があるところを中心に、まず1つ目の○で、独禁法と特定せずに、これは各国みんな共通なのでということで、諸外国も含め一般的にこれまでの競争法はという形にしております。それから、競争の考え方について、泉水先生に御指摘いただいたことを踏まえてセオリーを特定し、セオリーに従ってHarmが発生していることの立証という形にしております。

それから、次の○のところ、この難しさも具体的に幾つか指摘をいただいておりますので、市場画定が難しいことの原因としての無償市場であるとか多面市場であるということ、それから、将来の競争市場を想定するのは難しいという御指摘を踏まえて記載し、競争制限効果の難しさも質的な要素、プライバシーなどのそういった問題の側面を書いているということにしております。

「特に」のところ、複数レイヤーのモバイル・エコシステムだと余計に難しさがさらに増すということを書いた上で、その次のページで、こういうセオリーに従ってやることはなかなか立証困難であるということと、その結果、時間がかかってしまい、特にティッピングが生じてしまうと市場による治癒が困難となってしまう特性を持ったところにはなかなか適切に対応することが難しくなっているということ。

それから、1つ飛ばして「以上から」というところでありましてけれども、独禁法では難しいというふうにネガティブに書くのではなくて、むしろデジタル市場の特性からすると、これまでの競争法によるアプローチとは異なるアプローチが要るのではないかというポジの書き方にしております。

では具体的にどういうことかというところが（５）でありまして、ここは前回の議論で川濱議員を中心にいろいろと御指摘いただいたものを踏まえて記述しておりますが、デジタル市場、とりわけモバイル・エコシステムについてはその特性、その前のところに特性が書いてあるという前提でありますけれども、一旦ティッピングが生じると市場による治癒が困難だという中で、ある種そういう意味で市場が機能障害の状況になってしまう。こういう状況において起こり得る危険性の高い行為というのがある程度見えてきている中で、それを原則的に禁止するアプローチもあり得るのではないかとということ。そういった行為がセキュリティやプライバシー保護など例外的に何らかの正当な理由を持つ場合もあり得るので、その場合は例外を取り除くといったアプローチもあるのではないかとということと、あと禁止するだけではなくて、一定の作為義務を課していくというのも特定の事業者に対してあり得るのではないかとといったことも、これは独禁法でそれができないと書くのではなくて、新しい体系の中でポジティブに書くという御指摘もあったかと思っておりますので、そういったものを書いてございます。

あと、先ほども議論が出ていましたけれども、情報の非対象性の関係での情報提供、説明を求める権限なども指摘をしております。

それから、少し建設的なメッセージもあったほうがよいという御指摘もあったと思っておりますけれども、それが「もちろん」のところでございまして、彼らが貢献をしてきているというところは、それはそのとおりで否定することではないけれども、４行目のところで、影響力があまりに強大となり、かつそれを有効に律するための規律が機能しなくなっているという状況の中で様々な懸念が生じているという状態なのではないかと。したがって、むしろそういう規律を整えることによって関連するステークホルダーとの間での建設的な関係を築くことになるのではないかとというようなメッセージを入れております。

それから、あくまでもこのフレームワーク、考え方も対応策のオプションということで、以下のような考え方も対応策のオプションとして念頭に置きながら、４行目のところで現行の法的枠組みの制約にとらわれずに、各論のところそれぞれ検討していきますよというふうにしております。

諸外国にもそういった動きがある中で、そこも踏まえていますよという記述があった上で、再度でありますけれども、今回示すオプションというのはあくまでもオプションということで、何か決定した、これでやりますということではなくて、現行のものにとらわれずに幅広いオプションを示して広く意見を募るという趣旨ですよということをここも改めて書いているということでございます。

46ページまで行っていただいて、今後、規律のオプション、対応のオプションが書かれるわけですが、その対象事業者が誰なのかというところの書き方ではありますが、以前に御議論をいただいたところですが、その後、検討したものが四角枠に書いてある下の４行です。「一定規模以上のOSを提供する事業者が各レイヤーにおいても一定の規模を有する場合」というふうにしてはどうかということに、事務局の検討結果はそう

いう案にさせていただいております。この点、御議論いただければと思いますが、やはり今回、モバイルOSの競争評価ということですので、例えばニュートラルに複数の市場で一定規模以上を持っているとか、あるいはそれぞれのところで一定規模以上持っているということにするのは、今の競争評価の延長上でやや論理に飛躍が生じてしまうのかなというのが1点。

それから、もう一つの案として、モバイル・エコシステムを形成している人がというようなことが書けるといいのではないかと案もあったわけですがけれども、結局、モバイル・エコシステムというものを定義しようとする、例えば規模を切るときにどこかの面を持ってこなければいけなくて、そうすると結局、OSになってしまうのではないかと。だとすると、クリアに定義が分かりやすい、一定規模以上のOSを持っている人がほかでも強いものを持っているときということのほうがいいのではないかとということで、先日議論いただいたところを踏まえてではありますけれども、こういう形でどうかということで改めての提案でございます。

最後に47ページ目、ここは準備がまだできていないのですが、前回も御議論ありましたように、かなり多岐にわたる論点がこの後各論で続く中で、横串で見たときに結局どうなっているのというのが見にくいねということだったと思いますので、総括的に大ぐくりでのエコシステムのルール設定とかデフォルトの問題、データの問題、機能へのアクセスのところを大ぐくりで総括的にそれぞれこういうアプローチ、オプションを提示していますよということを見てとれるような形にして、この項目をこの後つくっていききたいな思っております。

私からは以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、後半のほうに入りたいと思います。まずは伊永議員、まだおられますでしょうか。コメントをいただきたいのですが。

○伊永議員

おります。ありがとうございます。もう出なければいけない時間になりましたので、1点だけ簡単に申し述べ、あとは後日補足できればと思います。資料最後の規制枠組みの話です。一定規模以上のOSを提供する事業者が各レイヤーにおいても一定の規模を有する場合という案について述べられていますけれども、もともとC案がいいのではないかと申し上げていたのは、定義が必要ないからということでした。「市場横断的な」というような話であれば、外縁を画定する必要がないので、市場画定のような問題を回避できるほうがいいのではないかとこのお話をしていましたが、本案の場合、OSとは何かという概念の画定と各レイヤーの画定が必要な気がしましたので、これは市場画定よりは簡単なものかもしれませんが、レイヤーをまたいで行われるような行為もあると思いましたので、その辺りは懸念がまだ残るかなと印象として思っております。

すみません。これで失礼させていただきます。

○依田座長

ありがとうございました。

では、これから先ほどと逆の順番に進めていきたいと思います。

小林様、よろしく申し上げます。

○小林オブザーバー

ありがとうございます。

私のほうからは手短に、33ページ、先ほども言及したところになりますけれども、セキュリティ、プライバシーは例外的に正当な理由を持つ場合はこれを禁止から取り除くといった対応が可能ではないか。それはそのとおりなのですけれども、これをしてしまうとほとんどのものがそのまますると抜けてしまうという懸念があって。

ページ番号がちょっと違いますかね。項番号でいうとどこなのだろう。

○成田審議官

32ページの上のほうです。

○小林オブザーバー

言葉だけ続けさせてもらおうと、多分いろいろ補われるという前提なのだと思いますが、するっと抜けてしまっ、しめしめというように見えなくもないので、プラットフォーム事業者としてはこれまでどおりというふうにならなないように、先ほど増島議員もおっしゃっていましたが、ある程度こちらで基準というか枠組みを持った上で、ここで何かを書くかという話には、もしかしたら条件を明示した上でとか、範囲を限定した上で禁止から取り除くといったような作文はあるかもしれませんが、お伝えしたいのは、事業者が何か正当な理由を示した場合だとしても、それをちゃんと精査するのだと。それを精査する際にはこちらもそれなりの物差しなり規格を持って対処することも今後は検討する必要があるのではないかなというところをコメントさせていただきます。

その下の作為義務のところについてはまさに、これはプライバシーの議論でもよく出てくるのですけれども、当然その両方を守ってしかるべきだということがありますので、それについてはこの考え方は私は賛同するところでございました。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、松尾議員、よろしくお願いたします。

○松尾議員

少し細かい文言のところではありますが、全体としては特にコメントはありませんので、よく議論が反映されて、改訂されているのかなと感じました。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

では、もうお二方って、一回事務局に戻したいと思いますので、続きまして、泉水議員、お願いいたします。

○泉水議員

ありがとうございます。私のほうからは2点でして、まずは最後の論点です。対象をどうするかというお話で、A案かB案かC案かというお話でしたけれども、結果としてB案でしたか。モバイルOS、一定規模のOSを提供する事業者のレイヤー云々というところになるわけですが、結論としてはこうならざるを得ないのかなという気がしています。C案はちょっと抽象的過ぎるから、広がりがないのでいいなとも思って発言はしたのですが、やはり今回の報告書の対象はこうなるので、対象という形になっているのだと思います。ただ、なぜOSと他のレイヤーなのか、説明としてはA案にあるようにモバイル・エコシステムを形成しているのだというのが一つ根拠になるので、対象の定義のところではこれでいいと思うのですが、何らかの形でこういうモバイル・エコシステムを形成しているといったような論理、説明というのが、A案的なものがどこかにあっていいのかなという気はいたします。これが第1点です。

第2点は、私のワードとそちらのワードでは削除された部分の表示の仕方が違うのでページ数が変わってくるのですが、多分30ページの辺りかと思います。それから、これも含めて基本的には前回出てきた意見が様々なことも含めて非常に丁寧に対応していただいて、非常によくできた、非常に説得的なものになっていると理解しております。ですので、これから申し上げることは本当は事務局との間で個別に対応したほうがいいのかと思うのですが、ちょっと細かい話になってしまいますが、せっかくだから述べてしまいます。

(4)の2番目の○では2つ書いてあって、前段で市場画定が困難、2段目として競争制限効果の立証が困難と、この2つに分かれていて、この2つを書くのはそれでいいと思います。ただ、前段の市場画定については、デジタル市場においては特にヨーロッパなどでそうだと思うのですが、市場画定というのは余り重要性がなくて、むしろ競争制限効果、セオリー・オブ・ハームのほうが重要なのだという指摘がありますので、どこまで市場画定が重要かという点は議論があると思いますが、他方ではアメリカのエピックゲームの事件のように、まさに市場画定で反トラスト法のところでは原告が負けていると。他で勝っているわけですが、そういうことがありますので、アメリカとかも踏まえた議論をすれば、やはり市場画定の困難というのが当然あるので、このように書いていいと思います。

他方で、競争制限効果については、「また」以下に書いてあるのは価格以外の競争です。質的な競争。価格以外の競争の評価が難しいと書いてあるのですが、多分これでは足りないかなと思っていて、具体的には2つ先のところに競争上の弊害、Harmのプロセス、セオリーを特定して立証するのは困難だということが競争制限効果の立証の難しさだと思いますので、先ほどの2番目の○のところでは「また」以下ではなくて、これを書くのが論

理的かなと思っております。

このままだと3番の○で「特に」というのがありますが、「特に」というのは2番目の○の後段の「また」以下を踏まえて「特に」となっていると思うのですが、全然それを踏まえた内容にはなっていない、もっと広い話、複数のレイヤー間の問題を書いていますので、「特に」ではつながらないと思いますので、今言ったように3番目のポツの競争制限効果の問題を2番目の○の後段に書けば「特に」とつながると思うので、細かいことになりますが、むしろ2番目の○の後段が狭過ぎるという理解をしています。

そういう辺りがちょっと気になったところなのですが、細かいこととして、それ以外については先ほど申し上げましたとおり非常によくできたものになっていると思います。

私のほうからは以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、山田議員、お願いいたします。

○山田議員

ありがとうございます。この市場画定の議論ですが、最近インテルの判決が出た後、それを受けて欧州の当局は、今動いている案件で、昔に回帰したみたいな感じで市場画定に非常に神経質になって調査しているので、この書きぶりはこれでいいのかなと思って伺っていました。もう一個は47ページの最後のボックスの中の話です。結論としてはいいのかなと思ったのですが、普通の独占の考え方だと、OSで大きな規模があって、ほかのレイヤーで規模が小さくてもOSをレバレッジにして、小さいビジネスを広げるというような事例を、日本の独禁法は私的独占でキャッチできるかという話があって、過去にドミナンスで海外でできたのが、公取は不公正で処理したというような話もある訳ですが、結論としては今回はここで線を引くということでもいいのではないかというのがコメントです。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

では、ここまでで事務局のほうからリプライございますでしょうか。

○成田審議官

ありがとうございます。時間の関係もありますので、最後にまとめて結構です。

○依田座長

それでは、続きまして、増島議員、お願いいたします。

○増島議員

ありがとうございます。

範囲をどうするか、枠で囲っていた部分についてだけ短くコメントさせていただこうと思いますが、構造的にOSのところに力が寄るよねということだというのは前回も申し上げ

げまして、構造的にはこれで正解だと思っています。

1点考えなければいけないのは、着目するのは結局事業者というふうにしなければいけない結果、例えばAndroidですみたいな話になったとき、それはグーグルの持ち物なのでしたっけみたいな議論になったときに、コンソーシアムをつくっているから僕じゃないですみたいな言われ方をして逃げられてしまうとまずいという話があるのではないかという気がしております。これは今後出てくるWeb3みたいな領域もきっとあって、結局、OSのベースの部分、例えばイーサリアムみたいにここは誰も持っていないのですみたいなことを言いながら、事実上ここを支配ができるようなキラーのアプリやらコンテンツやら何か力を持っていて、その結果、それをまさにディセントラライズされて運営されるOSのパワーを利用するみたいな、こういう巧妙なことが行われているというのが恐らくAndroidの領域だと思えますし、Web3の進展を見ていると、ますますそういう話になるのでしょうかというのも予測できるので、そういうコンセプトをキャプチャーできるような書きぶりにはしておいていただく必要があるということだと思います。

つまり、OSの提供者みたいなところで、この提供者というのが何を言っているのかという部分をちゃんと掘らないと、今みたいな逃げ方をされてしまうというのがあるなという、ここだけちょっとお願いします。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、川濱議員、お願いいたします。

○川濱議員

どうもありがとうございます。私も最後の規制対象の問題ですけれども、事務局の言うとおりに、これぐらいが落ち着き先なのではないかと思えます。それから、泉水議員の発言にあったように、結局なぜこれにターゲットが絞られるかの説明に関しては、モバイル・エコシステムという言葉を使わなければいけないのではないかという話だけれども、これは実際ここでも使っているのはその趣旨かなど。要するに、モバイル・エコシステムを定義するのは大変だけれども、この説明概念としてはモバイル・エコシステムというのは便利だし、各国の当局の具体的な法執行においても、モバイル・エコシステム自体は説明概念としては使われているので、要するに規定の対象として絞るときには余りもごちゃごちゃしているので法律的に難しいけれども、こういう使われ方ぐらいしかないだろうし、なぜこれを規制する必要があるかということもよく分かるのではないかなど。ただ、増島議員の発言にあった部分、問題意識の指摘で私は気がついていなかったのですけれども、確かにこの部分は作文の技術は要するだろうけれども、書けないことはないような気もするし、そう読めるようにつくることもできるのではないかなど。最終的には何でもかんでも自主的に供給する事業者とか何かそんな言葉を入れてもらったら何でも入るのではないかなというところでは。

それから、既に説明のあった競争法に付け加えて、これをなぜ利用するか、なぜこのような規定枠組み、事前規制的な枠組みを利用するかの説明に関する部分ですけれども、この部分はちょっと、ほとんどの先生方の意見を非常にうまく利用して、説得的な文章になっている部分だろうと思います。その意味で、泉水議員のおっしゃった御指摘は分かるけれども、これももう既に御指摘のあったようにEUの法執行を見ても、やはり市場画定の問題にこだわっていく傾向というのは、裁判所は手堅くするとそういうことをしそうなのだから、それを考えた上で規制をしなければいけない立場上、どうしてもこういったことを指摘しなければ仕方がないのではないかなというところで、具体的な作文に関してはまた今後読ませていただくとして、この方向でいいのではないかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、上野山議員、お願いいたします。

○上野山議員

ありがとうございます。先ほど映っていた四角のところの話を1点だけ、総論大きなメッセージというのはないのですけれども、先ほどのウェアラブルとかボイスの話に相まってですが、このモバイルOSというところの意味合いとか定義をこういうふうに工夫する案もあるのかなと思ったので、一意見として聞いていただければなど。

モバイルOSイコールスマホ上のOSと捉えて書くのか、モバイルOSイコール最も普及しているスマートデバイス上のOSと書くのかということで、今のままでいいとは思いますが、今私が申し上げたような書き方をしておくと、ウェアラブル、ボイスとかの未来的な領域にも射程がうまく広がるような気がしております。また、ほかの議論との整合性が取れるか分からないですけれども、そのような工夫の仕方もあるかなと思いながら聞いておりました。

以上でございます。

○依田座長 ありがとうございます。

続きまして、生貝議員、お願いいたします。

○生貝議員

私からは簡単に2点くらい。1つは、最初に小林オブザーバーがおっしゃったセキュリティとプライバシーの例外については、確かにこのままだとまるごと抜けてしまうというようにも見えなくはない部分があるところ、まさしく、例えばセキュリティやプライバシーに害を与えないような形でそういった行為を実施するですとか、まさしくするかしないかではなくて、そういったものに悪影響を与えないようにするといったような書きぶりになるとよいのかなという気がいたしました。

2点目といたしましては、事前規制の必要性というところについてはかなり説得的な形

でお書きいただいているかと思います。そうしたときに、必要あるかどうか分からないのですけれども、やはりこちらを初めて見る方々との関係では、取引透明化法との関わりというところにも一言触れておく必要があるのか、ないのか。取引透明化法も言われてみれば事前規制である。ただ、やはり立法過程も含めて、あくまで情報開示と一定の体制整備義務という極めてライトなアプローチにした。あれ自体は今、モニタリングレビューも始まっているように、やはり意味がある規制ではある。しかし、それとはまた別のレイヤーでの規律というものを考える必要があるといったようなことがもしかすると一言あってもよいのかなという気がしたところでした。

私からは以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

まだお時間ございますので、事務局のほうからリプライをお願いいたします。

○成田審議官

御指摘ありがとうございます。まず、対象の話、いろいろとコメントをありがとうございます。エコシステムの説明は、ちょっとその上のところに書いてはいるのですけれども、もうちょっと分かりやすいようにという形にしてみたいと思います。

あと、もうちょっと考えなければなと思っているのは、やはりOSというものがなぜ影響力を行使する上で重要なのかというところはもう少し見出しにしなければいけないようにも思っておりますので、これは実は各レイヤーを書いているところのOSのところでもっと書き足してはいるのですけれども、全体としてその影響力の強さというところが分かるようにしなければいけないなという意識は持っていますので、再度見直しをするときにそういった点も踏まえて考えたいと思います。

それから、増島議員がおっしゃった、確かに事業者というところで抜けないようにというところは考えてみたいと思います。

それから、上野山議員がおっしゃっていただいた点はまさにそうでありまして、ちょっとこれは、今回はスマホを念頭に置いたOSの競争評価ということなので、ここの競争評価では素直にそう書くのがいいのかなと思っているのですけれども、他方で、いつも増島議員もおっしゃっていただいているように、同じ構造がいろいろなところで過去もあったし、これからもボイスとかでも起こる可能性があるよねということは想定しないといけないのかなと思っております。ただ、この競争評価の中間報告では、スマホということにするということかなと考えております。

それから、セキュリティ、プライバシーの正当な理由のところは生貝議員の御指摘、おっしゃるとおりだと思いますので、そこは言葉を足そうと思います。

それから、泉水議員がおっしゃっていた競争制限効果のところも、確かにロジックの流れとしては御指摘のとおりだと思いますので、修正をしたいと思います。

それから、生貝議員から最後にありました透明化法のところは御指摘のとおりでありま

して、前回、川濱議員からも御指摘がありました、対応のオプションの中ではより強いものと透明化法的なものがいろいろ混ざっているので、この部分で少し透明化法にも簡単に触れて、いろいろなバリエーションがある中でとらわれずにやってみましたよというふうにつながるように工夫してみたいと思います。

私のほうからは以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

ここまで多様な御意見をいただきましたので、この2つの中間報告案を次回のワーキンググループにしっかりと反映させて、最終的にまた4月15日の次のワーキンググループにお諮りできればと考えております。

では、最後に事務局のほうから諸連絡をお願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

本日も長時間にわたりディスカッションをありがとうございました。

今後の進め方でありませけれども、今、座長からも少しありましたように、前回のモバイル・エコシステムの案については前回の議論を踏まえて、今ちょうど我々のほうで横の平仄合わせも含めて作業をしているところであります。それから、ボイスとウェアラブルについても本日の議論、ディスカッションを踏まえての修正をこの後していきたいと思っております。

今後の段取りでありませけれども、できればこの2つの修正案を来週のどこかのタイミングで、本当に大部になってしまっても大変恐縮なのですが、皆様にお送りできればと考えております。

次回、ワーキンググループとしてのディスカッションは15日に仮押さえさせていただいている時間を用意させていただいて、ただ、その前に、細かいところの御指摘もあろうかと思っておりますので、来週お送りした後、4月4日の週の後半とか、場合によってはその翌週前半ぐらいまでに、大変恐縮ですけれども、メール等で御意見を頂戴できればと思っております。必要に応じて個別にいただいた御意見について少し相談をさせていただくようなミーティングをセットさせていただいて、ある程度、修正版に対する御意見も踏まえた上で15日のワーキンググループということでお諮りできればという段取りで考えております。そういう意味でいろいろと引き続き御負担をおかけいたしますけれども、よろしくをお願いいたします。

以上の段取りについては、追ってまたメール等で御連絡できればと考えております。

そういうことで、次回のワーキンググループは、4月15日金曜日の15時半から18時、また長時間になりますけれども、2つの中間報告の御議論を再度いただくということをお願いできればと思っております。

私からは以上でございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

今日も長時間にわたって多種多様、大変建設的な御意見を賜りまして、どうもありがとうございました。

それでは、また次回ワーキンググループまでにしっかりと今日いただいた議論を踏まえて訂正、修正していきたいと思います。

以上をもちまして、本日のワーキンググループを終了いたします。ありがとうございました。